

# 一般送配電事業者の平成30（2018）年度 収支状況等の事後評価について ～法令に基づく事後評価～

第39回 料金審査専門会合  
事務局提出資料抜粋  
(2020年1月21日)

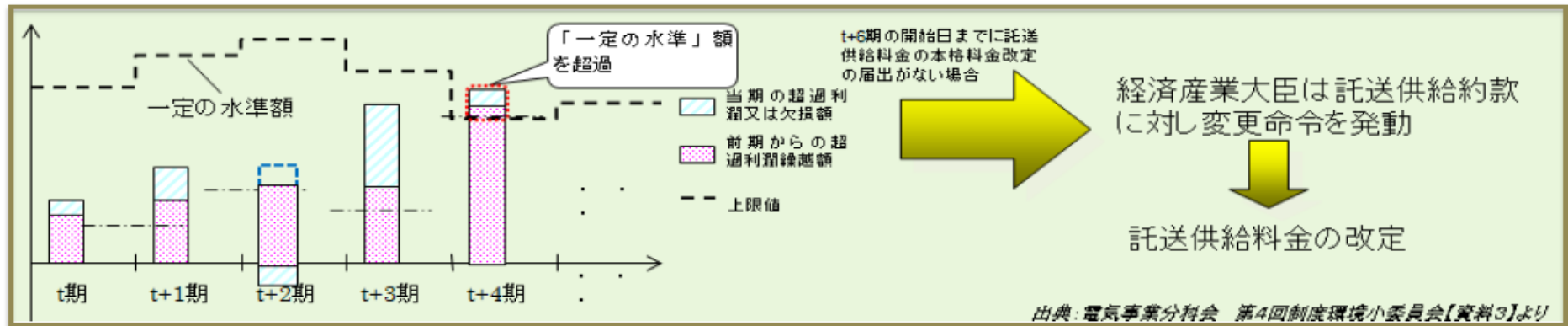


# 現行のストック管理とフロー管理の概要

- 超過利潤累積額が一定の水準を超過（ストック管理）するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過（フロー管理）した場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款の変更命令を発動

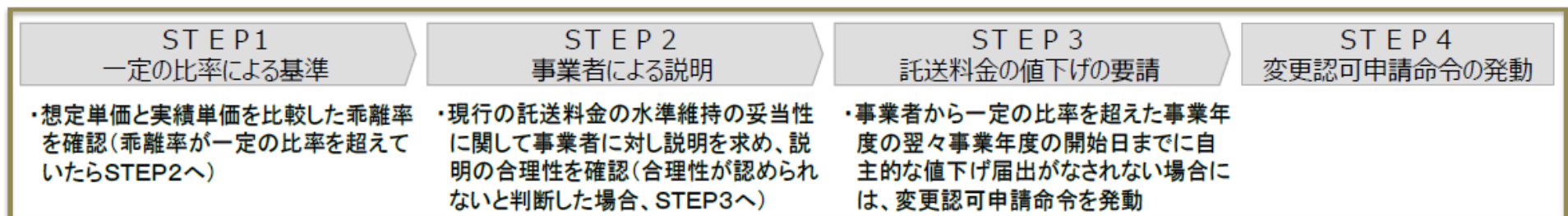
## <ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



## <フロー管理方式>

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



# 超過利潤累積額管理表による事後評価（ストック管理）

- 当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる「一定の水準」（東京電力PGにおいては「一定の水準」の3/5）を超過した事業者はいなかった。

(単位:億円)	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤 又は欠損※1	当期超過利潤累積額 又は欠損累積額	一定水準額※2	基準への抵触
北海道電力	▲77	▲133	▲363	175	無
東北電力	▲3	▲189	▲558	485	無
東京電力PG	731	46	328	1,237 <sup>※3</sup> (1,237×3/5=742)	無
中部電力	265	12	▲348	574	無
北陸電力	42	▲11	▲18	79	無
関西電力	161	▲149	▲333	642	無
中国電力	▲8	▲140	▲401	177	無
四国電力	21	▲33	▲220	126	無
九州電力	105	▲30	315	480	無
沖縄電力	11	▲18	▲72	38	無

※1 当期超過利潤(又は欠損)がプラスとなったのは2社(東京電力PG、中部電力)のみ

※2 「一定水準額」は送配電部門に係る固定資産の期首期末平均帳簿価額に直近の託送供給等約款料金を設定した際に算定した事業報酬率を乗じて算定

※3 東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※4 資料中の数値は、小数点以下を四捨五入しているため、端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。なお、2019年7月に公表した「送配電部門収支」は、小数点以下を切捨てとしているため、数値は一部異なる。(以下同様)

(出典) 各社の2018年度託送収支(超過利潤累積額管理表等、2019年12月現在)より事務局作成

# 乖離率計算書による事後評価（フロー管理）

- 想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる「▲5%」（東京電力PGにおいては「▲3%」）を超過した事業者はいなかった。

(単位:円/kWh)		想定単価※1	実績単価※2,3	乖離率	基準への抵触
北海道電力	補正前	5.99	6.45	7.68%	無
	補正後		6.44	7.51%	
東北電力	補正前	5.73	6.03	5.24%	無
	補正後		6.04	5.41%	
東京電力PG	補正前	5.02	5.09	1.39%	無
	補正後		5.13	2.19%	
中部電力	補正前	4.74	4.71	▲0.63%	無
	補正後		4.73	▲0.21%	
北陸電力	補正前	4.59	4.62	0.65%	無
	補正後		4.63	0.87%	
関西電力	補正前	4.75	4.85	2.11%	無
	補正後		4.90	3.16%	
中国電力	補正前	4.69	4.93	5.12%	無
	補正後		4.96	5.76%	
四国電力	補正前	5.40	5.76	6.67%	無
	補正後		5.81	7.59%	
九州電力	補正前	5.25	5.22	▲0.57%	無
	補正後		5.29	0.76%	
沖縄電力	補正前	6.87	7.25	5.53%	無
	補正後		7.41	7.86%	

※東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※1:算出に用いた想定原価・想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額、送配電関連需要量（原価算定期間の合計）とする

※2:算出に用いた実績費用・実績需要量は、実際に発生した費用の額、需要の量（原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度（2016～2018）の合計）とする

※3:算出に用いた補正後実績費用は、実績費用をもとに需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正した額、補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要量とする  
(出典) 各社の2018年度託送収支（乖離率計算書、2019年12月現在）より事務局作成

# 廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28（2016）年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、平成29（2017）年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東電PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（平成30（2018）年3月（一部は令和2（2020）年3月）施行）。

## <値下げ命令に関する新たな評価基準の概要>

- 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動することができる。

<p>① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額＝固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合、もしくは、</li><li>● 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3%（通常のプロ－管理基準（▲5%）の3／5）を超過する場合</li></ul>
<p>② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、</li><li>● 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5%を超過している場合</li></ul>
<p>③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標</p> <p>※ ③の基準は令和2（2020）年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合 算定式 <math>A - B(1 - C)</math> A：廃炉等積立金の額 B：東京電力グループ他社（東京電力EP及び東京電力FP）の経常利益の合計値 C：東京電力PGの有形固定資産比率</li></ul>

# 廃炉等負担金を踏まえた評価

- 廃炉等負担金を踏まえ、東京電力PGにおいては厳格な値下げ基準が適用される。
- 2018年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかった。

## <基準の概要>

### ① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値

- 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額 = 固定資産額 × 事業報酬率）の 3 / 5 を超過する場合、  
もしくは、
- 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3%（通常のス톡管理基準（▲5%）の 3 / 5）を超過する場合

- 東京電力PGの当期超過利潤累積額は328億円となり、一定水準額の 3 / 5（742億円）を超過していない。
- 乖離率は、1.39%（補正後 2.19%）となり、▲3%を超過していない。

### ② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標

- 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、  
もしくは、
- 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5%を超過している場合

- 値下げを予定している一般送配電事業者はいない。
- 他の一般送配電事業者のいずれも乖離率が▲5%を超過していない。

### ③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合  
算定式  $A - B(1 - C)$   
A：廃炉等積立金の額  
B：東京電力グループ他社（東京電力EP及び東京電力FP）の経常利益の合計値  
C：東京電力PGの有形固定資産比率

※ 2018年度託送収支の事後評価では適用されない。

※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。